

東通村地域防災計画

原子力災害対策編

(令和6年2月29日修正)

東通村防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の周知徹底	1
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	2
第5節 計画の基礎とすべき災害の想定	2
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲	2
第7節 近隣の原子力施設に対する対応	4
第8節 原子力災害対策重点区域における緊急事態区分等に応じた防護措置の準備及び実施	4
第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	5
第2章 原子力災害事前対策	12
第1節 基本方針	12
第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	12
第3節 立入検査と報告の徴収	12
第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	12
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	12
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	13
第7節 緊急事態応急体制の整備	16
第8節 避難収容活動体制の整備	20
第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限の体制の整備等	24
第10節 緊急輸送活動体制の整備	24
第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	25
第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	27
第13節 行政機関の業務継続計画の策定	27
第14節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信	28
第15節 防災業務関係者の育成	28
第16節 防災訓練の実施	29
第3章 緊急事態応急対策	31
第1節 基本方針	31
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	31
第3節 活動体制の確立	38
第4節 避難、屋内退避等の防護措置	42
第5節 治安の確保及び火災の予防	52
第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限等	52
第7節 学校等における臨時休校等の措置	53

第8節	緊急輸送活動	54
第9節	救助・救急、消火及び医療活動	54
第10節	住民等への的確な情報伝達活動	55
第11節	自発的支援の受入れ等	57
第12節	行政機関の業務継続に係る措置	57
第13節	核燃料物質等の事業所外運搬の事故に対する対応	57
第4章	原子力災害中長期対策	59
第1節	基本方針	59
第2節	原子力緊急事態解除宣言後の対応	59
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	59
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	60
第5節	各種制限措置の解除	60
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	60
第7節	被災者等の生活再建等の支援	60
第8節	風評被害等の影響の軽減	61
第9節	被災中小企業等に対する支援	61
第10節	心身の健康相談体制の整備	61

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転及び事業所外運搬により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、村の地域、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1. 東通村の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、東通村の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び青森県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画に抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

村等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2. 東通村における他の災害対策との関係

この計画は、「東通村地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「東通村地域防災計画（風水害等災害対策編）」及び「東通村地域防災計画（地震・津波災害対策編）」によるものとする。

3. 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画、原子力災害対策指針（平成24年10月31日、原子力規制委員会）、青森県地域防災計画（原子力災害対策編）、村の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを修正するものとする。

第3節 計画の周知徹底

村は、この計画について、県、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項に規定する原子力災害対策指針を遵守するものとする。

第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

原子力施設で想定される放射性物質又は放射線の放出形態は、以下のとおりとする。

1. この計画で対象とする原子力施設

施設区分	施設名
発電用原子炉施設	東北電力株式会社 東通原子力発電所

2. 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

防災資機材、環境放射線モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の作成等、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。原子力災害対策指針において示されている目安は以下のとおり。

1. 発電用原子炉施設

(1) 予防的防護措置を準備する区域

予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone、以下「PAZ」という。）とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小

化するため、緊急時活動レベル（Emergency Action Level、以下「EAL」という。）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るPAZの具体的な範囲については、国際原子力機関（International Atomic Energy Agency、以下「IAEA」という。）の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径5km」を目安とする。

（2）緊急防護措置を準備する区域

緊急防護措置を準備する区域（Urgent Protective Action Planning Zone、以下「UPZ」という。）とは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、運用上の介入レベル（Operational Intervention Level、以下「OIL」という。）に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るUPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径30km」を目安とする。

この考え方及び本村の原子力施設の立地状況を踏まえ、本村における原子力災害対策重点区域は、次表のとおりとする。

原子力災害対策重点区域

施設区分	対象施設名	原子力災害対策重点区域		
		PAZ	UPZ	地域
発電用原子炉施設	東北電力株式会社 東通原子力発電所	施設から概ね半径5km	/	小田野沢、老部、白糖
				施設から概ね半径30km

第7節 近隣の原子力施設に対する対応

本村は、次に掲げる原子力施設に係る原子力災害対策重点区域に含まれないが、必要に応じ、この計画を準用し、情報連絡・住民広報等を行うものとする。

施設区分	施設名
ウラン加工施設	日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場
MOX燃料加工施設	日本原燃株式会社 MOX燃料工場
再処理施設	日本原燃株式会社 再処理工場
廃棄物埋設施設	日本原燃株式会社 低レベル放射性廃棄物埋設センター
廃棄物管理施設	日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター
使用施設	公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置分析所
使用済燃料貯蔵施設	リサイクル燃料貯蔵株式会社 リサイクル燃料備蓄センター

第8節 原子力災害対策重点区域における緊急事態区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1. 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。

このような対応を実現するため、原子力施設の状況等に応じた以下の区分に応じて防護措置を準備し、実施する。

なお、原子力事業者は、緊急事態等に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならないとされ、国は、原子力事業者の情報を基に、緊急事態等の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行うこととされている。

緊急事態区分等	EAL等	緊急事態区分における措置の概要等
情報収集事態	<ul style="list-style-type: none"> 村において震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合 その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者からの情報収集及び平常時の環境放射線モニタリングを継続する。
警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者防災業務計画に定める警戒事態を判断するEALに該当する事象が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者防災業務計画に定める施設敷地緊急事態を判断するEALに該当する事象が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。
全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者防災業務計画に定める全面緊急事態を判断するEALに該当する事象が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> PAZ内の住民避難等の防護措置を行う。

2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である以下のO I Lの区分と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

	基準の種類	基準の概要	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※1} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ^{※2}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

※1 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※2 I A E Aでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等の設定をしているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第9節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、村、指定地方行政機関、関係消防機関(所在市町村及び関係周辺市町村の行政区域を管轄する消防機関をいう。以下同じ。)、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、東通村地域防災計画(風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編)に定める「村及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1 村

事務又は業務
<ol style="list-style-type: none">1. 原子力事業者防災業務計画に関する協議等に関する事。2. 原災法に基づく報告の徴収及び立入検査に関する事。3. 情報の収集・連絡体制の整備に関する事。4. 緊急時通信連絡網の整備・維持に関する事。5. 広域的な応援協力体制等に関する事。6. 緊急時モニタリングへの協力に関する事。7. 避難収容活動体制の整備に関する事。8. 専門家の搬送体制への協力に関する事。9. 緊急時の道路交通管理体制の整備に関する事。10. 防災活動用資機材の整備・維持に関する事。11. 住民等への情報伝達体制の整備に関する事。12. 住民等への原子力防災に関する知識の普及と啓発に関する事。13. 防災業務関係者に対する研修に関する事。14. 防災訓練の実施に関する事。15. 放射性物質による環境汚染への対処に関する資料の収集・整備等に関する事。16. 災害対策本部等の設置、運営及び廃止に関する事。17. 屋内退避、避難誘導等の防護措置に関する事。18. 指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定避難所等」という。）において必要となる飲食物、生活必需品等の供給に関する事。19. 飲料水・飲食物の摂取、農林水産物の収穫・出荷の制限及び解除に関する事。20. 緊急輸送の調整に関する事。21. 原子力災害時の医療対応活動への協力に関する事。22. 安定ヨウ素剤の服用に関する事。23. 避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリング等の協力に関する事。24. 住民等からの問い合わせに対応する体制の整備に関する事。25. 風評被害の未然防止・影響低減のための広報活動に関する事。26. 災害に係る記録等の作成に関する事。27. 住民等に対する心身の健康に関する相談体制の整備に関する事。28. 被災中小企業等に対する援助、助成措置の相談窓口の設置に関する事。29. 設備復旧資金、運転資金の貸付に関する事。30. 緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の維持運営、設営準備への協力に関する事。

2 村教育委員会

事務又は業務
<ol style="list-style-type: none">1. 学校等に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導等に関する事。2. 乳幼児、児童、生徒及び学生（以下「児童生徒等」という。）の安全対策に関する事。3. 避難等に係る施設の提供に関する事。

3 関係消防機関（下北地域広域行政事務組合消防本部、東通消防署、東通村消防団）

事務又は業務
<ol style="list-style-type: none">1. 緊急消防援助隊等の受入体制の整備に関する事。2. 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事。3. 消火活動に関する事。4. 救急搬送・避難誘導等に関する事。5. 災害状況の把握と報告連絡に関する事。

4 むつ警察署

事務又は業務	
1.	住民等に対する広報の実施及び避難等の誘導に関すること。
2.	立入制限措置及び交通規制に関すること。
3.	治安の確保に関すること。

5 県

事務又は業務	
1.	原子力事業者防災業務計画に関する協議等に関すること。
2.	原災法に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
3.	情報の収集・連絡体制の整備に関すること。
4.	緊急時通信連絡網の整備・維持に関すること。
5.	緊急消防援助隊の受入体制等の整備に関すること。
6.	自衛隊への災害派遣要請に関すること。
7.	原子力災害医療派遣チームの派遣・受入体制の整備に関すること。
8.	広域的な応援協力体制等に関すること。
9.	緊急時モニタリングに関すること。
10.	専門家の派遣要請、搬送体制に関すること。
11.	市町村の屋内退避・避難誘導計画の作成の支援に関すること。
12.	緊急時の道路交通管理体制の整備に関すること。
13.	防災活動用資機材の整備に関すること。
14.	原子力災害医療用活動資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備に関すること。
15.	住民等への情報伝達体制の整備に関すること。
16.	原子力防災に関する知識の普及と啓発に関すること。
17.	防災業務関係者に対する研修に関すること。
18.	防災訓練の実施に関すること。
19.	対策拠点施設の設営準備への協力に関すること。
20.	災害対策本部等の設置、運営及び廃止に関すること。
21.	指定避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の供給に関すること。
22.	飲料水・飲食物の摂取制限、農林水産物の収穫・出荷制限及び解除の指示に関すること。
23.	緊急輸送の調整に関すること。
24.	原子力災害時の医療対応に関すること。
25.	安定ヨウ素剤の服用体制の整備に関すること。
26.	避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリング等に関すること。
27.	放射性物質による環境汚染への対処に関すること。
28.	住民等からの問い合わせに対応する体制の整備に関すること。
29.	緊急時モニタリング結果の公表に関すること。
30.	災害に係る記録等の作成に関すること。
31.	風評被害の未然防止・影響低減のための広報活動に関すること。
32.	周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談体制の整備に関すること。
33.	被災中小企業等に対する援助、助成措置の相談窓口の設置に関すること。
34.	設備復旧資金、運転資金の貸付に関すること。
35.	生活必需品の物価の監視に関すること。

6 受入市町村

機関名	事務又は業務
青森市	1. 原子力防災に関する知識の普及と啓発に関すること。 2. 所在市町村及び関係周辺市町村の避難者受入れに係る協力に関すること。 3. 防災訓練の実施協力に関すること。

7 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
東北管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害状況の把握と報告連絡に関する事。 2. 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関する事。 3. 関係職員の出遣に関する事。 4. 関係機関との連絡調整に関する事。
東北財務局 (青森財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方公共団体に対する災害融資に関する事。 2. 金融機関に対する緊急措置等の指示に関する事。
東北厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事。 2. 災害時における関係職員の出遣に関する事。
東北農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関する事。
東北森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 林産物の汚染対策の指導に関する事。
東北経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原子力施設の安全確保及び防災に関する協力に関する事。
東北運輸局 (青森運輸支局、八戸海事事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 陸上・海上輸送機関との連絡調整に関する事。
東京航空局 (三沢空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原子力施設上空の飛行規制に関する事。 2. 緊急時における飛行場使用の総合調整に関する事。
第二管区海上保安部 (八戸海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 海上における治安の確保に関する事。 2. 海上における交通規制、円滑な輸送活動の確保に関する事。 3. 船舶に対する緊急通報、交通制限、禁止に関する事 4. 海上におけるモニタリングの支援に関する事。
仙台管区気象台 (青森地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。 2. 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。 3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。
東北総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関する事。
青森労働局 (むつ労働基準監督署)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働者の被ばく管理の指導監督に関する事。
東北地方整備局 (青森河川国道事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急時の道路交通管理体制の整備に関する事。
東北地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関する事。 2. 復旧測量等の実施に関する事。
東北地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設等の避難場所等としての利用に関する事。 2. 緊急環境モニタリングの実施・支援に関する事。 3. 大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づく検査・指示に関する事。 4. 災害廃棄物等の処理状況の把握・必要な資機材等の広域的な支援要請及び調整に関する事。
東北防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する事。 2. 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する事。 3. 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体への連絡に関する事。

8 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊東北方面隊 陸上自衛隊第9師団 海上自衛隊大湊地方隊 海上自衛隊第2航空群 航空自衛隊北部航空方面隊	1. 空からの緊急時モニタリング、海上における緊急時モニタリングの支援に関すること。 2. 被害状況の把握、避難の援助、捜索救助、消防活動、応急医療・救護、緊急輸送、危険物の保安及び除去等に関すること。 3. 救助・救急、輸送支援に関すること。

9 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便株式会社 (むつ郵便局)	1. 地方公共団体に対する災害復旧資金の融資に関すること。
東日本電信電話株式会社 (青森支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ (東北支社青森支店) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	1. 気象警報等の関係機関への伝達に関すること。 2. 災害時有線電話の利用又は「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関すること。 3. 災害対策機器等による通信の確保に関すること。 4. 電気通信設備の早期復旧に関すること。 5. 災害時における災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に関すること。
日本赤十字社 (青森県支部)	1. 災害時における医療対策に関すること。 2. 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること。 3. 義援金品の募集及び配分に関すること。
日本放送協会 (青森放送局)	1. 放送施設の整備及び管理に関すること。 2. 原子力防災に係る災害情報及び各種指示等の放送並びに原子力防災知識の普及に関すること。
国立研究開発法人量子科学 技術研究開発機構、国立研究 開発法人日本原子力研究開 発機構	1. 原子力災害時における防護対策の協力に関すること。 2. 緊急時モニタリングの支援に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社 (青森支店)	1. 鉄道事業の整備及び管理に関すること。 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関するこ と。 3. その他災害対策に関すること。
日本貨物鉄道株式会社 (青森総合鉄道部)	1. 救助物資の輸送に対する協力に関すること。
日本通運株式会社 (青森支店) 福山通運株式会社 (北東北福山通運青森支 店) 佐川急便株式会社 (北東北支店青森営業所) ヤマト運輸株式会社 (東北支社青森主管支店) 西濃運輸株式会社 (青森支店)	1. 災害時における救援物資等の緊急陸上輸送に関すること。
東日本高速道路株式会社 (東北支社青森管理事務 所)	1. 東北縦貫自動車道の維持修繕その他防災管理等に関すること。

10 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
公益社団法人青森県医師会	1. 原子力災害時における医療救護に関すること。
輸送機関 (弘南鉄道株式会社、津軽鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社、公益社団法人青森県バス協会、十和田観光電鉄株式会社、下北交通株式会社、弘南バス株式会社、岩手県北自動車株式会社、公益社団法人青森県トラック協会)	1. 輸送施設の整備及び管理に関すること。 2. 災害時における救援物資等の緊急輸送に関すること。
放送機関 (青森放送株式会社、株式会社青森テレビ、青森朝日放送株式会社、株式会社エフエム青森)	1. 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 2. 災害情報及び各種指示等の放送に関すること。

11 一部事務組合下北医療センター 東通村診療所

事 務 又 は 業 務
1. 原子力災害医療活動への協力に関すること。 2. 原子力災害時における医療救護に関すること。

12 公益財団法人原子力安全技術センター 防災技術センター

事 務 又 は 業 務
1. 緊急時モニタリングの支援に関すること。 2. 原子力防災に係る調査研究に関すること。 3. 原子力防災に係る研修に関すること。 4. 原子力防災に係る知識の普及と啓発・資料公開に関すること。 5. 原子力防災専門官等への支援に関すること。 6. 対策拠点施設（六ヶ所オフサイトセンター）機能の維持管理に関すること 7. 緊急時における対策拠点施設への支援に関すること。 8. 原子力防災活動への支援に関すること。

13 公益財団法人環境科学技術研究所

事 務 又 は 業 務
1. 緊急時モニタリングの支援に関すること。 2. 原子力防災活動への支援に関すること。 3. 災害時における健康相談の支援に関すること。

14 公益財団法人日本海洋科学振興財団

事 務 又 は 業 務
1. 緊急時モニタリングの支援に関すること。 2. 原子力防災活動への支援に関すること。

15 公共的団体等

漁業協同組合（白糠漁業協同組合、小田野沢漁業協同組合、猿ヶ森漁業協同組合、尻労漁業協同組合、尻屋漁業協同組合、岩屋漁業協同組合、野牛漁業協同組合、石持漁業協同組合、老部川内水面漁業協同組合）、農業協同組合（十和田おいらせ農業協同組合）、東通村社会福祉協議会、東通村森林組合、東通村商工会、地域医療振興協会（東通地域医療センター）等の公共的団体及び原子力災害医療機関等防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時には、県、村等の防災関係機関が実施する防災対策活動に対し積極的に協力するものとする。

16 原子力事業者（東北電力株式会社）

事務又は業務
1. 原子力事業所等の安全確保に関する事。
2. 情報の収集・連絡体制の整備充実に関する事。
3. 法令に基づく通報のための放射線測定設備の維持管理に関する事。
4. 防災関連情報の収集、蓄積に関する事。
5. 非常用通信機器の整備・維持に関する事。
6. 原子力防災組織の設置に関する事。
7. 原子力防災管理者等の選任に関する事。
8. 原子力事業者防災業務計画の作成に関する事。
9. 自衛消防体制の整備に関する事。
10. 原子力事業者間及び地方公共団体との連携体制の整備に関する事。
11. 放射能影響予測及び原子力施設の状態予測等を行なうための機能の整備に関する事。
12. 防災資機材の整備に関する事。
13. 緊急時モニタリングの実施及び県の緊急時モニタリングに対する協力に関する事。
14. 放射線防護等に関する知識の普及と啓発に関する事。
15. 避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリング等に対する協力に関する事。
16. 防災訓練に関する事。
17. 防災業務関係者に対する研修に関する事。
18. 放射性物質による環境汚染への対処に関する資料の収集・整備等に関する事。
19. 防災知識の普及、啓発に関する事。
20. 原子力災害が発生した場合の原因の究明、再発防止対策に関する事。
21. 原子力事業所内における消火活動、被災者の救助及び搬送に関する事。
22. 周辺住民等への情報提供に関する事。
23. 災害復旧対策計画の作成及び実施に関する事。
24. 被災者の損害賠償請求等への対応のための体制の整備に関する事。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

1. 村は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、作成及び修正しようとする日を明らかにさせた上で、その計画案を受理し協議を開始するものとする。
2. 村は原子力事業者から原災法に基づく原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、届出があった場合には受理するものとする。

第3節 立入検査と報告の徴収

1. 村は、県と連携し、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立ち入り検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。
2. 立入検査を実施する村の職員は、村長から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

1. 村は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成・修正、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、対策拠点施設の防災拠点としての活用、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制の準備、防護対策（市町村の屋内退避・避難誘導計画の作成の支援を含む。）、広域連携などを含めた対応等については、平常時より原子力防災専門官と緊密な連携を図り、実施するものとする。
2. 村は、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町村等他組織との連携などの緊急時モニタリングへの協力等については、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施に協力するものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1. 村は、平常時から関係機関、企業等との間で災害時の協力体制等に関する協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する

ものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

2. 村は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携し、その確保に努めるものとする。
3. 村は、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進にあたり、公有財産、国有財産の有効活用を図るものとする。
4. 村は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して、放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

村は、国、県、関係周辺市町村、原子力事業者その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 村と関係機関相互の連携体制の確保

村は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、関係周辺市町村、原子力事業者、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークの強化に努めるものとする。

また、情報収集・連絡のため、収集する情報の内容とその手段などについて、次の項目を参考にして原子力事業者、関係機関等と調整の上、情報の収集・連絡に係る要領を作成し、原子力事業者、関係機関等に周知する。

- ・原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常の場合の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

村は、機動的な情報収集活動を行なうため、国、県及び関係機関等と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

村は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

村は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

村は、関係機関と連携し、移動系防災行政用無線（陸上移動局、携帯局）、携帯電話及び衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、消防無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

村は、関係機関からの意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に関係機関等の出席を求めることができる仕組みを構築するものとする。

2. 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

村は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

村は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

村は、国、県、関係周辺市町村、原子力事業者及び関係機関等と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力事業所に関する資料、社会環境に関する資料、自然的環境に関する資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部室、対策拠点施設に適切に備え付け、これらを確実に管理するものとする。

① 原子力事業所に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 原子力事業所の施設の配置図

② 社会的環境に関する資料

- ア 人口等に関する資料
- イ 道路及び陸上輸送に関する資料
- ウ 港湾及び海上輸送に関する資料
- エ ヘリポート及び航空輸送に関する資料
- オ 報道機関、広報施設等に関する資料
- カ 避難者収容施設に関する資料
- キ 原子力災害医療機関に関する資料
- ク 飲料水及び農林水産物に関する資料
- ケ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、児童福祉施設、診療所、病院、老人福祉施設、障害者福祉施設等）に関する資料

- ③ 放射性物質及び放射線の影響に関する資料
 - ア 環境放射線モニタリングに関する資料
 - イ 気象・海象に関する資料
- ④ 防護資機材等に関する資料
 - ア 防護資機材の備蓄・配備状況
 - イ 避難用車両の緊急時における運用体制
 - ウ 医療活動用資機材の備蓄・配備状況
- ⑤ 緊急事態発生時等の組織及び連絡体制に関する資料
 - ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む。）
 - イ 原子力事業者との原子力緊急事態発生時等の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
 - ウ 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制
- ⑥ 避難に関する資料
 - ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民に配布済のもの）
 - イ 指定避難所運用体制（指定避難所等、連絡先、運用組織等を示す、広域避難又は広域一時滞在（以下「広域避難等」という。）を前提とした市町村間の調整済のもの）

3. 通信手段・経路の確保

村は、国、県及び関係周辺市町村と連携し、原子力災害対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟するものとする。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前に調整するものとする。

(1) 専用回線網の整備

① 県と国、所在市町村、関係周辺市町村との間の専用回線網の整備

村は、県が行う、緊急時における県と国及び県と村、関係周辺市町村との間の通信体制を充実・強化するための専用回線網の整備・維持に協力するものとする。

② 対策拠点施設との間の専用回線網の整備

村は、県が国と連携して行う、対策拠点施設と県、村及び関係周辺市町村との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に協力するものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化

① 村防災行政用無線の整備等

村は、移動系及び同報系防災行政用無線（戸別受信機を含む。）の整備を図るものとする。また、可聴範囲外地域の解消に努めるものとする。

② 県防災情報ネットワークの活用

村は、県と連携し、県防災情報ネットワークについて、適切な管理運用を行なうとともに、原子力防災への活用と維持・管理に努めるものとする。

③ 災害に強い伝送路の構築

村は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

④ 機動性のある緊急通信手段の確保

村は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

⑤ 多様な情報収集・伝達システムの整備

村は、国及び県の被災現場の状況を迅速に収集するためのヘリコプターテレビシステム、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備や収集された画像情報を配信するための通信網の整備に協力するものとする。

⑥ 災害時優先電話等の活用

村は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

⑦ 通信輻輳の防止

村は、県、関係周辺市町村及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施するものとする。

(3) 非常用電源等の整備

① 非常用電源等の確保

村は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）の整備に努めるものとする。また、専門的な知見・技術に基づき耐震性のある堅固な場所かつ浸水のおそれのない場所への設置等を図るものとする。

② 保守点検の実施

村は、村有の通信設備及び非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第7節 緊急事態応急体制の整備

村は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

1. 準備態勢・警戒態勢・非常態勢をとるために必要な体制等の整備

村は、情報収集事態若しくは警戒事態に該当する事象の発生を認知した場合、又は報告・連絡を受けた場合、原子力事業者からの情報収集等を行うために、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、これらの態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

る。

2. 災害対策本部体制等の整備

(1) 災害対策本部体制の整備

村は、原子力事業者から施設敷地緊急事態の発生の通報を受けた場合又は全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等に、村長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、連絡本部等の体制についても、同様の準備をあらかじめ行うものとする。

(2) 迅速な防護対策のための体制の整備

村は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、住民等に対する防護対策の指示を行なうための体制について、あらかじめ定めておくものとする。防護対策の決定については判断の遅滞がないよう、決定権者への情報の連絡及び指示を受けるための情報伝達方法と、決定権者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制の整備

(1) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制の整備

村は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国、県及び関係周辺市町村と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(2) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制の整備

村は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに村の職員を迅速に派遣するため、原子力防災専門官等と協議してあらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておくものとする。

(3) 原子力災害合同対策協議会の設置

村は、全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係周辺市町村とともに原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を組織し、対策拠点施設に設置するものとする。

(4) 合同対策協議会の構成員

合同対策協議会は、国の現地災害対策本部、県及び関係周辺市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者又は災害対策本部員、村の災害対策本部の代表者又は災害対策本部員若しくはその他の職員で村の災害対策本部長から権限を委任された者、指定公共機関の代表者から権限を委任された者、原子力事業者の代表者から権限を委任された者、県警察・消防機関の代表者から権限を委任された者及び原子力防災の専門家（学識経験者）等から構成される。

(5) 合同対策協議会への職員の派遣

村は、合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

(6) 合同対策協議会の機能班への職員の派遣体制の整備

対策拠点施設において、合同対策協議会の下に、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班（以下「機能班」という。）を設け、国、県、村、関係周辺市町村、原子力事業者、その他防災関係機関のそれぞれの職員を配置することとされている。村は、複合災害（同時又は連続して原子力災害を含む2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、緊急事態応急対応が困難になる事象）や、地域の実情等を勘案し、それぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4. 長期化に備えた動員体制の整備

村は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5. 防災関係機関相互の連携体制の整備

(1) 村は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、関係周辺市町村、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

(2) 村は、屋内退避又は避難のための立退き等の指示を行う場合に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有化を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

6. 消防の相互応援体制整備及び緊急消防援助隊の派遣要請

村は、県内消防相互応援の円滑な実施に係る助言並びに緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順及び円滑な受入体制の整備に努めるものとする。

7. 自衛隊との連携体制の整備

村は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うものとする。

8. 周辺市町村に係る応援協力体制の整備

村は、周辺市町村で締結している原子力災害時応援協定に基づき、あらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

9. 広域的な応援協力体制の充実・強化

村は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「原子力災害時において放射性物質が放出された後、緊急時モニタリングの結果により必要があると判断された場合にOILに基づく防護措置として避難又は一時移転の対象となった住民等の汚染状況を確認するための検査のこと」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに他の市町村及び防災関係機関からの応援要請へ対応に向けて、県の協力の下、他の市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

10. 対策拠点施設

- (1) 村は、原災法第12条の規定により、対策拠点施設の指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。
- (2) 村は、国、県、防災関係機関とともに対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。
- (3) 村は、県及び国等が行なう、対策拠点施設への非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話その他非常用通信機器の整備に協力するものとする。
- (4) 村は、国、県、その他防災関係機関と相互に連携して、放射性物質が外部に放出された環境においても活動を継続することのできる対策拠点施設の施設、設備、備え付けの防護資機材等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。
- (5) 村は、県及び関係機関と連携し、対策拠点施設から代替施設への移転・立ち上げ体制の整備、搬送資機材の搬送等に協力するものとする。

11. モニタリング体制等の整備

施設敷地緊急事態発生時には、国、地方公共団体及び原子力事業者が連携した緊急時モニタリングを行うために、国は、原子力施設立地地域に、緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンターを立ち上げることとされている。緊急時モニタリングセンターは、国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共団体の要員で構成される。

村は、緊急時モニタリングセンターが実施する緊急時モニタリングへ協力を行うための体制を整備するものとする。

12. 専門家の派遣要請に備えた体制の整備

村は、原子力事業者より施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

13. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

村は、国、県、原子力事業者その他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備を行うものとする。

1 4. 複合災害に備えた体制の整備

(1) 村は、国及び県と連携し、複合災害の発生可能性を認識し、最新の知見等を踏まえ、地域防災計画等を見直しするなど体制を充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することを定めておくものとする。

(2) 村は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生等により、防災活動に必要な要員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、要員及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

1 5. 放射線防護に係る指標

被ばくの可能性がある環境下で活動する村の防災業務関係者の放射線防護に係る指標については、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考として実効線量で50ミリシーベルトを上限とする。ただし、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合は、緊急作業に従事する者の被ばく限度を参考とし実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。

また、村から被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された組織は、村と協議して同指標を定めることとする。

第8節 避難収容活動体制の整備

1. 避難計画の作成

村は、国、県、関係周辺市町村、原子力事業者、その他防災関係機関の協力の下、原子力災害対策指針に基づき、住民等が迅速な屋内退避及び避難等を行うための計画（以下「避難計画」という。）をあらかじめ作成するものとする。

(1) 村は、PAZについて、施設敷地緊急事態発生時には、施設敷地緊急事態要避難者（注）の避難、原子力緊急事態宣言発出時には住民等の避難が直ちに実施可能となる体制を構築するものとする。

（注）施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ内の住民等であって、敷地施設緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべきものとして次に掲げるものをいう。

- ア. 要配慮者（災対法第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。）（イ又はウに該当するものを除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者
- イ. 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ウ. 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

(2) 村は、UPZについて、原子力緊急事態宣言発出時には、住民等は屋内退避を行うことを原則とし、原子力施設の状況等に応じて、段階的な避難やOILに基づく防護措置が実施可能となる体制を構築するものとする。

(3) 住民等の避難先は、更なる避難を避けるため、原子力災害対策重点区域外とする。

(4) 県は、村の境界を越えた広域の避難計画の作成が必要な場合においては、中心となって市町村の間の調整を図るものとされている。

村は、村の全域が原子力災害対策重点区域に含まれるため、県が調整を図った市町村と連

携を図り、あらかじめ広域の避難計画を作成するものとする。

- (5) 村は、地域コミュニティの維持に着目し、同一地域の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

2. 指定避難所等の整備

(1) 指定避難所等の整備

① 指定避難所等の指定

村は、集会施設、学校、公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。

また、指定避難所内の指定一般避難所では生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の緊急安全確保措置を講ずべきことに留意するものとする。

② 指定緊急避難場所の要件

指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。なお、風向等の気象条件により指定緊急避難場所が使用できなくなる可能性を考慮する。

③ 指定避難所の要件

指定避難所については、被災者を滞在させるために必要とする適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

また、指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

④ 指定避難所等に必要設備の整備

村は、県と連携し、指定避難所等において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備に努めるものとする。

⑤ 指定避難所等への物資等の備蓄

村は、県と連携し、指定避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベット、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

(2) 避難誘導用資機材、搬送用資機材・車両等の整備

村は、県等と協力し、広域避難等を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を

確保するものとする。

(3) 放射線防護対策施設の整備

村は、県等と連携し、放射線防護対策が実施可能な施設について、あらかじめ調査するとともに、その整備及び具体的な屋内退避体制の構築に努めるものとする。

(4) 広域避難等に係る応援協定の締結等

村は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難等が可能となるよう、他の市町村との広域避難等に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅の供給体制等の整備

村は、国、県及び企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

3. 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

(1) 村は、避難行動要支援者（災対法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。以下同じ。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(2) 村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(3) 村は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意又は当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

4. 要配慮者の避難誘導・搬送体制等の整備

(1) 村は、県の協力の下、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導にあたっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

① 村は、県の助言の下、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する

情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。

- ② 村は、県の支援の下、要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- ③ 村は、県の支援の下、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努めるものとする。
- ④ 村は、必要に応じて、避難誘導や搬送、指定福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備に努めるものとする。
- ⑤ 村は、県の助言の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成に努めるものとする。

- (2) 病院等医療施設の管理者は、県及び村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成し、訓練の実施に努めるものとする。特に、入院患者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

なお、入院患者の転送先については、県が、国の協力の下、病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとされている。

- (3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設等の管理者は、県及び村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、避難時における入所者のケアの維持方法等についての避難計画を作成し、訓練の実施に努めるものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

なお、入所者等の避難先については、県が、国の協力の下、社会福祉施設等の避難に備え、関係機関と連携し、避難先の調整方法についてあらかじめ定めておくとともに、災害時において入所者に対し、介護職員等の派遣などの緊急的対応が行えるよう、民間事業者及び関係団体等から構成される広域的な福祉支援ネットワークの構築に努めるものとされている。

5. 学校等における避難計画の整備

学校及び児童が通所する社会福祉施設等（以下「学校等施設」という。）の管理者は、県及び村と連携し、原子力災害時における児童生徒等の安全の確保を図るため、あらかじめ、指定避難所等、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成し、訓練の実施に努めるものとする。

また、村は、学校等施設と村間、学校等施設間の連絡・連携体制の構築を努めるとともに、県と連携し、学校等施設が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう助言するものとする。

6. 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の整備

公共施設、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、村及び県と連携し、避難誘導に係る計画を作成し、訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱に配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

7. 住民等の避難状況の確認体制の整備

村は、屋内退避、避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、村が避難先として指定した指定避難所等以外に避難をする場合があることに留意する。

8. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

村は、県の支援の下、居住地以外の市町村に避難した被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に提供できるよう、被災者の所在地等の情報を広域避難等の受入先の市町村と共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

9. 警戒区域を設定する場合の計画の策定

村は、国及び県と連携して、災対法に基づく警戒区域を設定する場合に備え、同区域の設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を作成するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

また、県に対し、警戒区域設定に伴う広報等に関して支援を要請できる体制を構築するものとする。

10. 指定避難所等・避難方法等の周知

村は、避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となることから、避難、屋内退避、避難退域時検査及び安定ヨウ素剤配布の場所や方法等について、県・防災業務関係者と情報共有を行うとともに、平常時から住民への周知徹底に努めるものとする。

なお、村は、国、県及び原子力事業者の連携の上、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限の体制の整備等

1. 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制の整備

村は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2. 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保

村は、県と連携し、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第10節 緊急輸送活動体制の整備

1. 専門家の搬送体制の整備

村は、量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構等からのモニタリング・医療等に関する専門家の現地への移送（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について協力するものとする。

2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

- (1) 村は、国、県及び県警察等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの道路関連設備の整備に努め、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。
- (2) 村は、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定された場外離着陸場（臨時ヘリポート）の候補地について、災害時に有効に利用し得るよう、関係機関とあらかじめ協議しておくほか、住民等に対する周知徹底を図るなどの措置を講じるものとする。

第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1. 救助・救急活動用資機材の整備

村は、国からの整備すべき資機材に関する情報提供等を基に、県及び関係消防機関と協力し、必要な資機材の整備に努めるものとする。

2. 救助・救急機能の強化

村は、県及び関係消防機関と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3. 原子力災害医療活動体制等への協力

村は、緊急時における住民等の避難退域時検査、原子力災害医療活動、資機材の維持管理など原子力災害医療体制の整備に協力するものとする。

4. 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

村は、原子力災害対策指針を踏まえ、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、県、医療機関等と連携して、P A Z内の住民等及びP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備しておくものとする。

また、配布にあたっては放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばく及びその健康影響の年齢による違いを考慮して行うこととし、平常時よりパンフレット等による広報等を行い、住民への理解促進に努めるものとする。

なお、服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）であることに留意するものとする。

【事前配布体制の整備】

- (1) 村は、県、医療機関と連携し、県が整備する事前配布用の安定ヨウ素剤及び事前配布後における住民による紛失等に備えた予備の安定ヨウ素剤の公共施設における管理、備蓄に協力するものとする。
- (2) 村は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、県、医療機関と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

る。

- (3) 村は、県と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を配布するものとする。また、配布等を円滑に行うために、薬剤師に医師への協力等を要請するものとする。
- (4) 村は、県と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限前に回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者等に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

【緊急時における配布体制の整備】

- (1) 村は、県と連携し、緊急時に住民等が避難等を行う際に安定ヨウ素剤を配布すること（以下「緊急配布」という。）ができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、県が整備する緊急配布用の安定ヨウ素剤の適切な場所への備蓄に協力するものとする。
- (2) 村は、県と連携し、避難を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

【共通事項】

村は、県の安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するものとする。

5. 消火活動体制の整備

村は、県及び関係消防機関、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

6. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 村は、国及び県等と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材等をあらかじめ確保するものとする。また、被ばくの可能性がある環境下での活動を要請する場合には、当該防災業務関係者が資機材を速やかに利用できるよう、必要な整備を行うものとする。
- (2) 村は、平常時より、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、国、県、関係周辺市町村及び原子力事業者、その他防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

7. 物資の調達、供給活動体制の整備

- (1) 村は、国、県及び原子力事業者等と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備するとともに、それら必要な物資を被災者に供給するための計画を定めておくものとする。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震等が発生した場合には、物資の調達や輸送が

平常時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなどの体制の整備に努めるものとする。

(2) 村は、国、県と連携の上、備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ輸送体制を整備するものとする。

(3) 村は、国・県と連携し、自ら物資の調達・輸送を行なうことが困難な場合においても、被災者に物資を確実にかつ迅速に供給できるよう、県等への物資の調達・輸送のための要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等を取り決めておくものとする。

第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1. 村は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、具体的な内容を整理し、分かりやすい広報の例文をあらかじめ作成しておくものとする。また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、国・県及び関係機関における情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

2. 村は、国及び県と連携し、大規模な自然災害との複合災害発生時も含め、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、村防災行政用無線、広報車両等の情報伝達の設備や装備の整備を行い、情報伝達体制を整備しておくものとする。

3. 村は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備に努めるものとする。

4. 村は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。なお、情報を得る手段が限られている指定避難所等の被災者への情報提供についても留意するものとする。

5. 村は、国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

第13節 行政機関の業務継続計画の策定

村は、原子力災害発生時の緊急事態応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、県と協力し、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、優先的に実施すべき業務や人員の確保等について定めた業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直

し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第14節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

1. 村は、国、県及び原子力事業者等と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。
 - (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
 - (2) 原子力施設の概要に関すること。
 - (3) 原子力災害とその特性に関すること。
 - (4) 原子力災害時における情報及び指示の伝達方法に関すること。
 - (5) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
 - (6) 緊急時において、村、国及び県等が講じる対策の内容に関すること。
 - (7) 放射線防護対策施設、一時集合場所、避難退域時検査、指定避難所等に関すること。
 - (8) 要配慮者への支援に関すること。
 - (9) 緊急時にとるべき行動に関すること。
 - (10) 指定避難所等の運営管理、行動等に関すること。
 - (11) その他必要と認める事項に関すること。
2. 村は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
3. 村は、防災知識の普及と啓発を行う際は、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。
4. 村は、避難状況の確実な把握のため、村が指定した避難所以外に避難をした場合等には、村の災害対策本部に避難先と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。
5. 村は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を重要な記録として広く収集・整理し、適切に保存するとともに、地図情報その他の方法により広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
6. 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、村は、国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第15節 防災業務関係者の育成

村は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国及び防災関係機関と連携して、必要に応じて、原子力防災業務関係者における緊急事態応急対策等全般への対応力を高めるための次に掲げる事項等の研修を実施し、人材育成に努めるものとする。

また、国、指定公共機関等が原子力防災業務関係者に向けて実施する研修を積極的に活用するものとする。

なお、研修成果を訓練等において具体的に確認するとともに、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

1. 原子力防災体制及び組織に関すること。
2. 原子力施設の概要に関すること。
3. 原子力災害とその特性に関すること。
4. 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
5. 緊急時モニタリング実施方法、機器に関すること。
6. 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
7. 緊急時における村、県及び国等が講じる対策の内容に関すること。
8. 緊急時において、住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
9. 原子力災害医療に関すること。
10. その他緊急時対応に関すること。

第16節 防災訓練の実施

1. 訓練計画の策定

(1) 村は、国、県、関係周辺市町村及び原子力事業者その他防災関係機関の協力の下、次に掲げる項目等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 原子力災害医療訓練
- ⑤ 避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリング訓練
- ⑥ 住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 住民防護措置訓練
- ⑧ 消防活動訓練・人命救助活動訓練
- ⑨ その他、原子力防災に必要な活動に関する訓練

(2) 村は、内閣府及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の計画において、村がその対象区域に含まれる場合には、住民防護措置及び住民に対する情報提供等の村が行うべき防災対策について、大規模な自然災害との複合災害や重大事故等の全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2. 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

村は、訓練計画に基づき、国、県、関係周辺市町村、原子力事業者、その他防災関係機関の協力の下、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

村は、内閣府及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練において、村がその対象区域に含まれる場合は、総合的な防災訓練の実施計画に基づき必要に応じ住民の協力を得て、国、県、関係周辺市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3. 実践的な防災訓練の実施と事後評価

- (1) 村は、防災訓練を実施するにあたり、複合災害や全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を行う訓練等の工夫や図上演習等を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。
- (2) 村は、防災訓練を実施するにあたり、当該防災訓練の目的、チェックすべき項目を具体的に定めるとともに、訓練終了後、国、県、原子力事業者と協力し、専門家も活用しつつ防災訓練の評価を実施し、課題等を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等、原子力防災体制の改善に取り組むものとする。
- (3) 村は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1. 施設敷地緊急事態発生等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

- ① 原子力規制委員会及び内閣府は、情報収集事態が発生した場合、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）に、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室（以下「合同情報連絡室」という。）を、当該事態が発生した原子力事業所に係る対策拠点施設に、原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室（以下「合同現地情報連絡室」という。）を設置し、合同現地情報連絡室は、PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）に対し、合同情報連絡室の立ち上げの通知を行うとともに、必要に応じて事態の進展に備え、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとされている。
- ② 合同現地情報連絡室は、関係地方公共団体に情報共有するとともに、対応状況を確認することとされている。
- ③ 村は、合同現地情報連絡室から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。

(2) 警戒事態が発生した場合

- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、原子力事業者防災業務計画に定める警戒事態を判断するEALに該当する事象の発生の報告を受けた又は自ら発見したときは、村をはじめ原子力規制委員会、県、関係周辺市町村へ連絡することとされている。
- ② 原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、ERCに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「事故警戒本部」という。）を、当該自体が発生した原子力事業所に係る対策拠点施設に、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部（以下「事故現地警戒本部」という。）を設置し、事故現地警戒本部は、関係地方公共団体に対し、事故警戒本部立ち上げの通知を行うとともに、事故警戒本部は、PAZ内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとされている。また、事故現地警戒本部は、関係地方公共団体に情報共有するとともに、対応状況を確認することとされている。
- ③ 事故警戒本部は、警戒事態を判断するEALに該当する施設の故障が発生した場合においては、PAZを含む地方公共団体に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難経路・避難先、移動手段の確保等）を要請するものとされ

ている。

また、UPZ内の地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体をとるよう要請するとともに、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を、地方公共団体を通じて要請することとされている。また、その際併せて、気象情報を提供することとされている。

- ④ 村は、事故警戒本部から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、必要に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を行うものとする。また、村は、警戒事態の発生及びその後の状況について、あらかじめ県と調整した関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。

(3) 施設敷地緊急事態が発生した場合

- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、原子力事業者防災業務計画に定める施設敷地緊急事態を判断するEALに該当する事象の発生の報告を受けた又は自ら発見したとき、直ちに村をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県警察、関係消防機関、最寄りの海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書を送信することとされている。さらに、送信後、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

なお、村は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

- ② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、施設敷地緊急事態に該当すると確認した場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「事故対策本部」という。）は、当該自体が発生した原子力事業所に係る対策拠点施設に、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「事故現地対策本部」という。）を設置し、事故現地対策本部は、関係地方公共団体に対し、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報等の提供を行うものとされている。

- ③ 事故対策本部は、PAZを含む地方公共団体に対し、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）、住民への安定ヨウ素剤の服用準備を行うよう要請するものとされている。

また、事故対策本部は、UPZを含む地方公共団体に対し、屋内退避の準備を行うよう要請するものとされている。

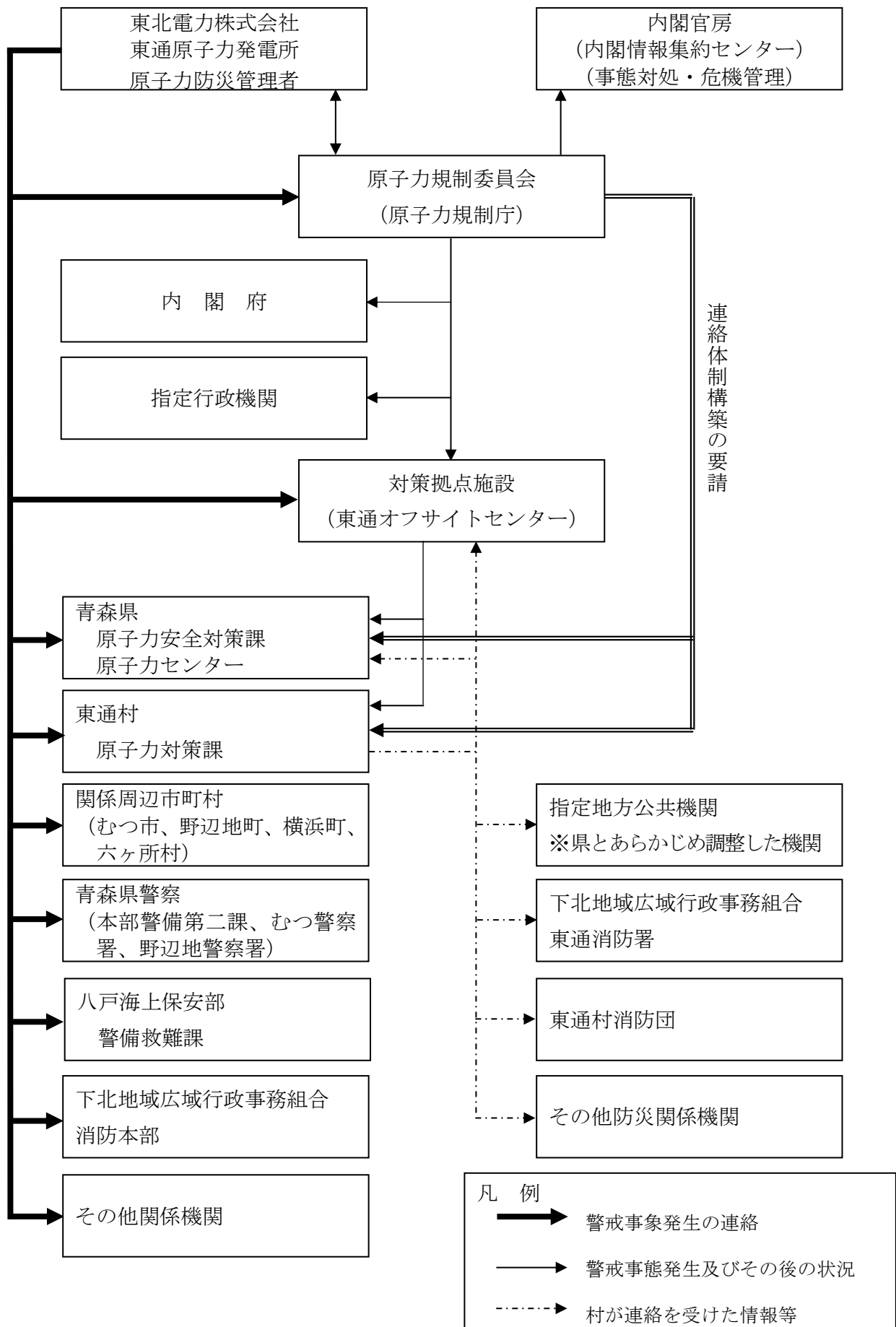
さらに、事故対策本部は、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備（避難経路・避難先、移動手手段の確保等）に協力するよう要請するものとされている。

- ④ 村は、予防的防護措置を実施するにあたり、次の事項について、事故対策本部及び関係地方公共団体等との間において、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとするとしている。

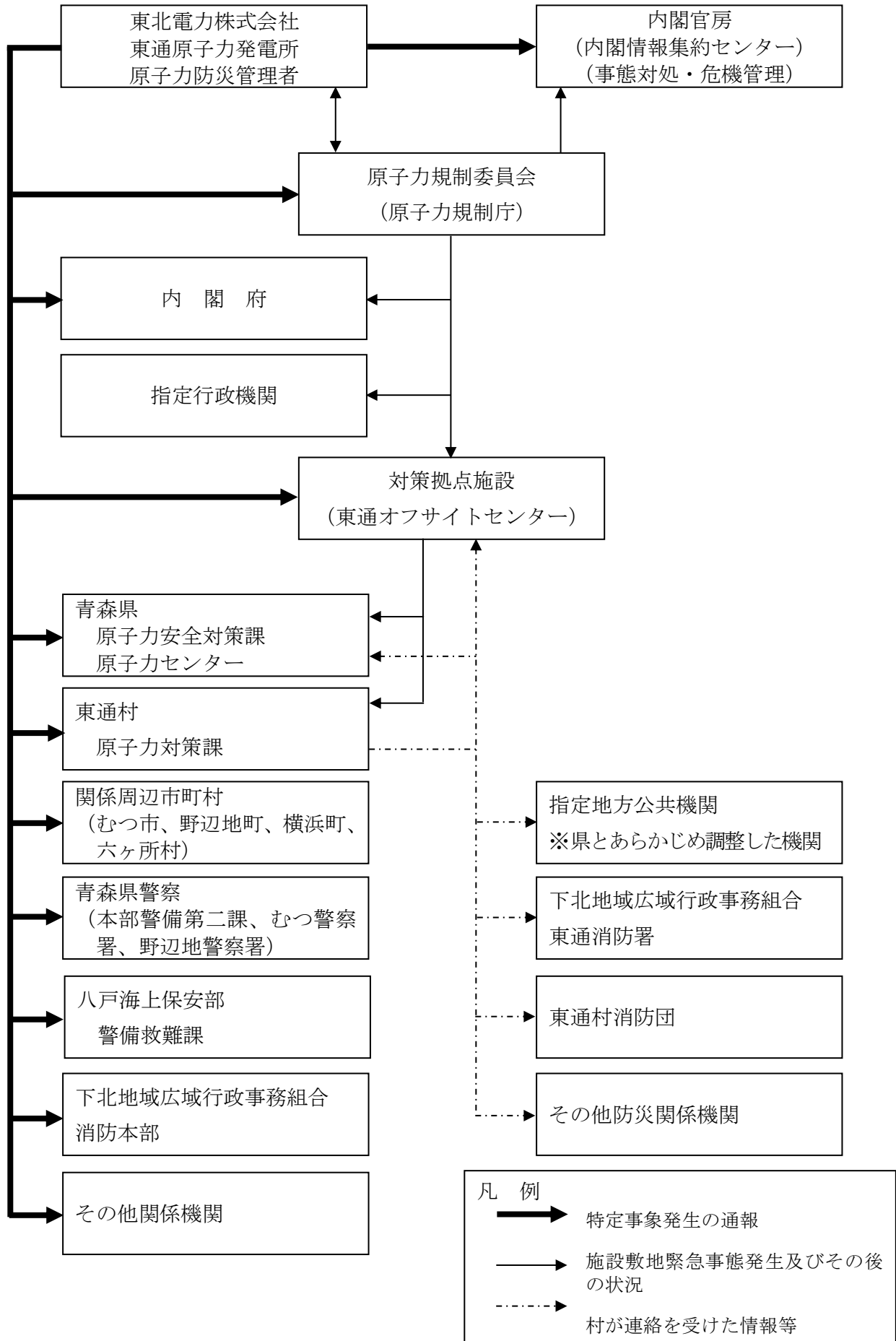
- ・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

- ⑤ 村は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、あらかじめ県と調整した関係する指定地方公共機関等に連絡するものとする。
- (4) 県の空間放射線量率計測機器等で施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合
- ① 県は、原子力事業者から通報がない状態において県が設置している空間放射線量率計測機器等により、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行い、村及び関係周辺市町村へ連絡することとされている。
- ② 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について、速やかに連絡を受けるとともに、村及び関係周辺市町村へ連絡することとされている。

警戒事態発生時の連絡体制



施設敷地緊急事態発生時の連絡体制



2. 応急対策活動の情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ① 原子力事業者の防災管理者は、村をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、関係周辺市町村、県警察、関係消防機関、最寄りの海上保安部、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、原子力規制委員会は、連絡を受けた場合、現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、村は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- ② 村は、国（原子力防災専門官を含む。）との間において、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡や情報収集するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- ③ 村は、県、関係機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡や情報収集するなど、連絡を密にするものとする。
- ④ 村は、対策拠点施設に設置する国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- ① 原子力事業者の原子力防災管理者は、原子力事業者防災業務計画に定める全面緊急事態を判断するEALに該当する事象の発生の報告を受けた又は自ら発見したとき、直ちに村をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察、関係消防機関、最寄りの海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書を送信することとされている。さらに、送信後、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、村は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- ② 国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。
- ③ 村は、国の原子力現地対策本部、県、緊急事態応急対策を実施すべき区域（以下、「緊急事態応急対策実施区域」という。）に係る市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設に職員を派遣することにより、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民防護措置状況等の必要な情報を常時継続的に共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- ④ 村は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、村が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。
- ⑤ 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等現地に配置された原子力規制庁職員は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市町村及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等の連絡・調整等を行うこととされている。
- ⑥ 村は、防護対策を実施するにあたり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等

において、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

- ・ P A Z 内の避難者数及び方針
- ・ U P Z 内の屋内退避の対象者数及び方針
- ・ 避難ルート、避難先の概要
- ・ 移動手段の確保見込み
- ・ その他必要な事項

(3) 原子力緊急事態宣言及び P A Z 内の避難指示等の連絡

- ① 国の事故対策本部は、原子力規制委員会が原子力緊急事態に至ったと判断した場合は、直ちに、原子力緊急事態発生の公示案及び関係地方公共団体の長への指示案を作成し、書面をもって内閣官房及び関係地方公共団体に対し事前に送付することとされている。
- ② 内閣総理大臣は、直ちに原子力緊急事態宣言を発出し、原子力規制委員会から提示された指示案を踏まえ、緊急事態応急対策実施区域を管轄する地方公共団体が行うべき避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用又はその準備に関する指示等を含む緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとされている。なお、原子力緊急事態宣言は、内閣総理大臣（不在の場合は、官房長官等代理の者）の記者会見によりこれを行うこととされている。

(4) O I L に基づく避難等の指示の連絡

- ① 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果等に応じた O I L に基づき、P A Z 外の避難又は一時移転等の緊急事態応急対策の実施の指示案を作成し、関係する地方公共団体の長に指示案等を伝達することとされている。
- ② 村は、国の原子力災害対策本部より伝達された当該指示案等に対して速やかに意見を述べるものとする。
- ③ 国の原子力災害対策本部は、関係する地方公共団体の意見を踏まえ指示案等を決定し、国の原子力対策本部長に上申することとされている。
- ④ 国の原子力災害対策本部は、国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が指示案等を決定したときは、関係する地方公共団体に指示内容を伝達することとされている。なお、指示の伝達に際し、緊急性を要する場合は、テレビ会議システム、電話等を用いて口頭で行うものとし、事後に指示文書を発出するものとされている。
- ⑤ 村は、避難又は一時移転を実施するにあたり、次の事項について、合同対策協議会等において、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。
 - ・ U P Z 内の避難又は一時移転の対象区域及び対象者の数並びに方針
 - ・ 避難ルート、避難先の概要
 - ・ 移動手段の確保見込み
 - ・ その他必要な事項

3. 一般回線が使用できない場合の対処

国の原子力災害対策本部は、県、村、関係周辺市町村及び住民等に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール等多様な通信手段を用いて、国の原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされている。

村は、地震や津波等の大規模な自然災害の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線、県防災情報ネットワーク、統合原子力防災ネットワーク並びに防災行政用無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

第3節 活動体制の確立

1. 村の活動体制

(1) 活動体制の設置基準及び動員計画

原子力災害対策指針等による緊急事態区分に基づく、村の活動体制の設置及び配備の基準は次のとおりとする。

なお、警戒態勢以降において自然災害が発生し、かつ、下記配備区分に該当する場合は、他の地域防災計画各編における態勢下において活動するものとする。

態勢	準備態勢	警戒態勢		非常態勢
略号	1号	2号-1	2号-2	3号
概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢2号-2に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢
配備基準	1. 村内において震度4の地震が観測されたとき。 2. その他、村長が必要と認めたとき	1. 情報収集事態に該当する事象が発生したとき（ただし、村内において5強の地震が発生した場合を除く）。 2. 警戒事態に該当する事象が発生したとき（原子炉力施設の重要な故障等が発生した場合を除く）。 3. その他、村長が必要と認めたとき	1. 警戒事態に該当する事象発生（原子炉力施設の重要な故障等）が発生したとき。 2. その他、村長が必要と認めたとき	1. 原子力事業者から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に該当する事象発生の通報を受けたとき 2. 県が設置する空間放射線量率計測機器等で、5マイクロシーベルト毎時以上の放射線量が検出されたとき（ただし、誤信号や自然現象によるときを除く。） 3. その他、村長が必要と認めたとき
組織	—	災害情報連絡室	災害警戒本部	災害対策本部
配備決定者	原子力対策課長	原子力対策課長	村長	村長
態勢責任者	原子力対策課長	原子力対策課長	災害警戒本部長	災害対策本部長
配備要員	原子力対策課の災害警戒対策要員	原子力対策課及び関係課の災害警戒対策要員	全課及び出先機関の災害対策要員	全職員

2. 災害情報連絡室（警戒態勢 2 号－1）

村は、当該配備基準に該当したときは、異常事態の発生に備え、速やかに関係職員を参集させ、災害情報連絡室を設置し、原子力事業者からの情報収集に努め、災害情報連絡員会議の開催等による関係各課の情報共有や、国、県及び関係周辺市町村との情報共有を図るものとする。

なお、次の場合には警戒態勢 2 号－1 を廃止するものとする。

- (1) 情報収集事態が解消した場合。
- (2) 警戒事態に相当することが判明した場合。

3. 災害警戒本部（警戒態勢 2 号－2）

村は、当該配備基準に該当したときは、異常事態の発生に備え、速やかに関係職員を参集させ、災害警戒本部を設置し、情報収集に努め、災害警戒本部会議の開催等により全庁的な情報共有を図るとともに、国、県及び関係市町村等との連絡体制の確立を図るものとする。

なお、次の場合には警戒態勢 2 号－2 を廃止するものとする。

- (1) 警戒事態が解消した場合
- (2) 施設敷地緊急事態に相当することが判明した場合

4. 災害対策本部（非常態勢 3 号）

(1) 災害対策本部の設置

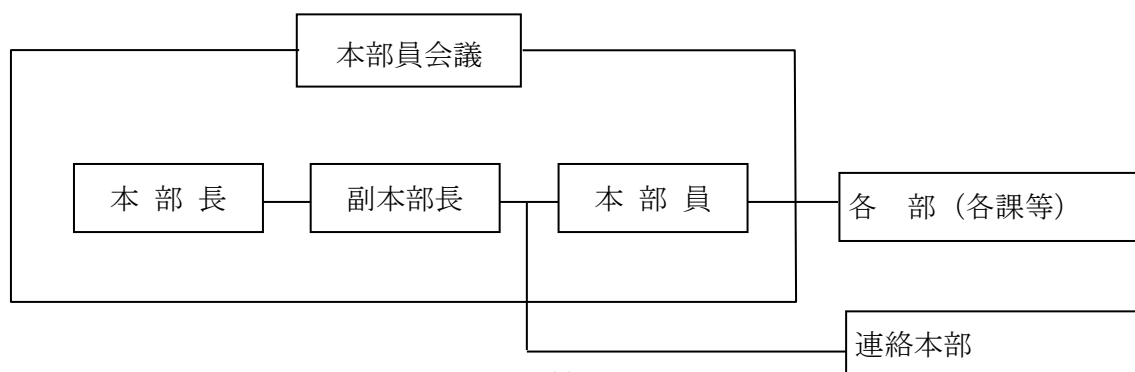
村は、災害対策本部の設置基準に該当したときは、全職員を速やかに参集させ、情報の収集・連絡体制の確立等、必要な体制をとるとともに、国、村、関係周辺市町村、原子力事業者その他の関係機関と連携を図りつつ、事故対策等のため、村長を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。さらに、原則として、本部長が指名する副本部長を連絡本部長とする連絡本部を対策拠点施設内に設置するとともに、必要な要員を速やかに派遣するものとする。

なお、原子力緊急事態宣言発出前に災害対策本部を設置した場合は、その旨国、県等関係機関へ連絡するものとする。

(2) 災害対策本部等の組織等

災害対策本部等の組織構成、所掌事務等は、東通村災害対策本部運営要綱に基づき、東通村地域防災計画（風水害等対策等編、地震・津波災害対策編）に準じ、原子力災害対策に必要な人員の調整を図るものとする。

災害対策本部の組織機構図



(3) 連絡本部の組織等

村は、原子力災害の特殊性に鑑み、対策拠点施設内に、原則として災害対策本部長又は災害対策本部長が指名する副本部長を連絡本部長とした連絡本部を設置する。

また、対策拠点施設内にあらかじめ定められた職員を派遣し、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民避難・屋内退避の状況等の必要な情報を常時継続的に共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

村は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

(4) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、災害対策本部等が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。連絡本部等についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

(5) 災害対策本部の廃止

- ① 原子力緊急事態解除宣言がなされ、原子力災害事後対策が完了、又は対策の必要がなくなったと認めたとき。
- ② 災害対策本部長が、原子力施設の事故が収束し、原子力災害事後対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

5. 対策拠点施設の体制等

(1) 対策拠点施設における立ち上げ準備

村は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちにあらかじめ定められた職員を対策拠点施設へ派遣し、国、県及び関係周辺市町村と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を行うものとする。

(2) 現地事故対策連絡会議への出席

村は、施設敷地緊急事態の発生により、対策拠点施設において現地事故対策連絡会議が開催されることとなった場合は、原則として、災害対策本部長又は連絡本部長を出席させ、原子力施設に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

(3) 原子力災害合同対策協議会への出席等

村は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において合同対策協議会が組織され、全体会議が開催されることとなった場合は、原則として、災害対策本部長又は災害対策本部長が指名する副本部長を出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

6. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動への協力

村は、事態の進展に応じて、国、県、原子力事業者及び関係指定公共機関等が行う緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等に協力するとともに、避難、屋内退避、飲食物の接種制限等の防護措置に必要となるモニタリング情報の把握に努めるものとする。

7. 応援及び派遣要請等

(1) 専門家の派遣要請

村は、施設敷地緊急事態発生のお知らせの場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

(2) 市町村等への応援要請

村は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、市町村等に対し、応援を要請するものとする。

(3) 緊急消防援助隊の応援要請

村は、必要に応じ、県に対し、緊急消防援助隊の応援等の要請の連絡をするものとする。

(4) 国等の職員の派遣要請等

村長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長又は特定公共機関に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求めるものとする。

村長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣要請等

村長は、国の原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、災害派遣を要請するよう求めるものとする。

また、村長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収の要請をするよう求めるものとする。

なお、国の原子力災害対策本部設置後は、国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が防衛大臣に対し、派遣を要請することとされている。

8. 原子力被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

村は、国が設置する原子力被災者生活支援チームが総合的かつ迅速に取り組む以下の諸課題について協力するものとする。

- ・原子力被災者の避難・受入先の確保
- ・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施
- ・放射性物質に汚染された地域の除染
- ・原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の避難退域時検査に準じた検査及び除染
- ・緊急事態応急対策実施区域における飲食物の摂取制限及び出荷制限
- ・原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理
- ・避難指示区域等の見直し・再設定

9. 防災業務関係者の安全確保

村は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保方針

村は、被ばくの可能性がある環境下で活動する村の防災業務関係者に対し、災害対策本部（又は連絡本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくの可能性がある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

① 国の原子力災害対策本部は、関係行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関等に対して、緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の携行・装着、安定ヨウ素剤の服用等を行うよう指示するものとされている。

災害対策本部長（又は連絡本部長）は、国若しくは県の指示又は独自の判断により、村の防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の服用等必要な措置を図るよう指示するものとする。

② 村は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

(3) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護

① 村は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた指標に基づき行うものとし、村の防災業務関係者の被ばく線量を可能な限り少なくするよう配慮するものとする。

② 村は、村の防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。また、被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した場合は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。なお、必要に応じて、県に対し、被ばく線量の管理や健康管理について協力を要請するものとする。

③ 村は、村の防災業務関係者の除染等の医療措置が必要となった場合、連絡本部を通じ、対策拠点施設等において、県など関係機関に対し協力を要請するものとする。

④ 村は、県等と連携し、被ばくの可能性がある環境下で活動する村の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。また、被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した場合は、当該防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

⑤ 村は、被ばくの可能性がある環境下で活動する村の防災業務関係者等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県、関係周辺市町村及び原子力事業者その他防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

1. 避難、屋内退避等の防護措置の実施

村は、県、関係周辺市町村、関係機関等と相互の連係を密にして、避難、屋内退避等の防護措置を迅速かつ的確に実施するものとする。

なお、感染症流行下においては、感染拡大・感染予防対策を十分考慮した上で、住民等の被ばくによるリスクと感染症の拡大によるリスクの双方から住民等の生命、健康を守ることを最優先し、防護措置を実施するものとする。

(1) 警戒事態発生時の防護措置の準備

① 村は、警戒事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。

(2) 施設敷地緊急事態発生時の防護措置

① 村は、施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、P A Z内における避難準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置を実施するものとする。

② また、村は、国若しくは県の要請又は独自の判断により、U P Z内における屋内退避の準備を行うこととする。

(3) 全面緊急事態発生時の防護措置

① 村は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した時には、国若しくは県の指示又は独自の判断により、P A Z内の避難等の必要な防護措置を行うこととし、P A Z内の住民等に対する避難のための立退きの指示等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

② 村は、P A Z内の避難の実施に合わせ、国若しくは県の指示又は独自の判断により、原則として、U P Z内の屋内退避を行うこととし、U P Z内の住民等に対し、屋内退避の実施を指示するとともに、O I Lに基づく防護措置（避難又は一時移転の避難先、輸送手段、避難退域時検査等の確保）の準備を行うよう要請するものとする。

③ 村は、住民避難等の支援が必要な場合には県と連携し国に支援を要請するものとする。

(4) 環境中への放射性物質の放出後の防護措置

① 放射性物質が放出された後は、国は、村に対し、緊急時モニタリングの結果に応じたO I Lに基づき村が行う避難又は一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。

② 村は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合又は緊急時モニタリング結果等に基づくO I Lの値を越え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、避難のための立退きの指示等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

③ 村長は、国の原子力災害対策本部が指示を行うにあたって、事前に指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

(5) 広域避難先の確保

① 村は、村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、県に対し、避難先の確保について要請するものとする。

② 県は、あらかじめ定めている受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、受入先の市町村は、村とあらかじめ調整した施設を指定避難所等として開設し、その結果を県に対して報告することとされている。県は受入先の市町村からの報告内容について、村へ報告することとされている。

(6) 防護措置の実施にあたって配慮すべき事項等

- ① 村は、屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施にあたっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。
- ② 村は、県、防災関係機関と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等の場所、災害の概要、緊急時モニタリング結果や気象予測及びその他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
また、村は、災害等の情報等について、国の原子力災害現地対策本部及び県等に対しても情報提供するものとする。
- ③ 村は、住民等に対し、避難のための立退きの指示等を行った場合は、戸別訪問、指定避難所等における確認等のあらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害現地対策本部及び県等に対しても情報提供するものとする。
- ④ 感染症流行下において避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。
- ⑤ 村は、災害の実態に応じて、県と連携し、住民に対して、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

O I Lに基づく、屋内退避及び避難に関する指標は次のとおりである。

屋内退避及び避難（PAZを除く）に関する指標

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500マイクロシーベルト毎時 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目処に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20マイクロシーベルト毎時 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目処に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間線量率である。実際の適用にあたっては、空間線量率計測器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

2. 自然災害との複合災害が発生した場合

村は、複合災害が発生した場合においては、人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

このため、人命の最優先の観点から、県の指示又は独自の判断により、当該地域の住民に対し、自然災害による避難のための立退きの指示等を行うこととし、その際には、国、県と緊密な連携を行うものとする。

また、感染症流行下において、自然災害により村内の指定避難所で屋内退避する場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難するものとする。

なお、地震・津波・暴風雪とのそれぞれの複合災害が発生した場合の対応は次のとおりとし、その他の自然災害においても、同様の考え方により対応するものとする。

(1) 地震との複合災害の場合

地震等により家屋での滞在が困難となった場合には、住民等は、地震災害における村内の指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所へ避難するものとする。

また、全面緊急事態が発生した場合（施設敷地緊急事態要避難者は、施設敷地緊急事態が

発生し、国から施設敷地緊急事態要避難者の避難実施の要請が出された場合)の対応は、次のとおりとする。

① P A Z内住民等の対応

余震等による影響や避難手段の確保状況等を考慮しつつ、避難中の指定緊急避難場所等から、あらかじめ定められている広域避難に係る避難先等へ避難するものとする。

② U P Z内住民等の対応

屋内退避中の指定緊急避難場所等が余震等による被災などにより滞在が困難になった場合には、村が指定する他のU P Z内の指定緊急避難場所等へ速やかに移動し屋内退避するものとする。

また、国が避難を指示した場合には、余震等による影響、避難経路における放射線量及び避難手段の確保状況等を考慮しつつ、あらかじめ定められている広域避難等に係る避難先等へ避難するものとする。

(2) 津波との複合災害の場合

津波警報等の発表があった場合において、津波に係る避難のための立退きの指示のあった地域の住民等は、津波災害における村内の指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難するものとする。

また、指定緊急避難場所等への避難中において、全面緊急事態が発生した場合(施設敷地緊急事態要避難者は、施設敷地緊急事態が発生し、国から施設敷地緊急事態要避難者の避難実施の要請が出された場合)、また、避難中の指定避難所等が所在する地域が緊急時モニタリングの結果によりO I L 1又はO I L 2を超える区域として特定された場合であっても、引き続き津波に係る避難のための立退きの指示が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先するものとする(ただし、指定緊急避難場所等で屋内退避が可能な場合には、屋内退避を実施する)。

なお、津波に係る避難のための立退きの指示の解除等の津波に対する安全が確保された後の対応は、次のとおりとする。

① P A Z内住民等の対応

津波による影響、避難経路における放射線量、避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められている広域避難に係る避難先等へ避難するものとする。

② U P Z内住民等の対応

津波による影響、その区域及び避難経路における放射線量、避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められている広域避難等に係る避難先等へ避難又は一時移転するものとする。

(3) 暴風雪との複合災害の場合

暴風雪による人命への直接的リスクが極めて高い場合には、自宅等の安全が確保できる場所で屋内退避することとするものとする。

また、自宅等への避難中において、全面緊急事態に至った場合(施設敷地緊急事態要避難者は、施設敷地緊急事態が発生し、国から施設敷地緊急事態要避難者の避難実施の要請が出された場合)、また、避難中の自宅等が所在する地域が緊急時モニタリングの結果によりO I L 1又はO I L 2を超える区域として特定された場合であっても、引き続き暴風雪による人命への直接的リスクが極めて高い場合には、原子力災害に対する避難行動よりも暴風雪に

対する避難行動を優先するものとする。

なお、暴風雪に対する安全が確保された後は、次のとおりとする。

① P A Z内住民等の対応

暴風雪による影響、避難経路における放射線量、避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められている広域避難に係る指定避難場所先等へ避難するものとする。

② U P Z内住民等の対応

暴風雪による影響、避難経路における放射線量、避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められている広域避難等に係る避難先等へ避難又は一時移転するものとする。

3. 指定避難所等

(1) 受入市町村は、指定避難所を開設し、また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定避難所として開設するものとされている。

(2) 村は、県と連携し、それぞれの指定避難所等に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について村及び県に提供するものとする。

(3) 村は、県と連携し、指定避難所等における生活環境が、常に良好なものとなるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(4) 村は、県と連携し、指定避難所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、村は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

(5) 村は、県と連携し、指定避難所等の周辺で在宅・車中・テント泊等をしている被災者の情報把握に努め、訪問による健康相談や心のケアに努めるものとする。

(6) 村は、県と連携し、指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、指定避難所等における安全

性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営に努めるものとする。

- (7) 村は、県と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等を確保するとともに、避難者の移動を促すものとする。
- (8) 村は、県の協力の下、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっ旋及び活用等により指定避難所等の早期解消に努めるものとする。
- (9) 村は、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設にあたっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入りに配慮するものとする。また、村は、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

4. 広域避難等

- (1) 村は、災害の規模（予測を含む。）、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、村の区域外への広域的な避難及び指定避難所等、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合は、県を介し、あらかじめ定めている受入市町村との受入れの調整を行い、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 村は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難住民の受入能力（施設数、施設概要等）等の広域避難等について助言を要請するものとする。
- (3) 県は、村から他の都道府県の市町村への受入れの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとされている。また、村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、村からの要請を待つ時間的余裕がないときは、村の要請を待たないで、広域避難等のための協議要請を村に代わって行うものとされている。

5. 避難又は一時移転の際の住民に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施

国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施について、地方公共団体に指示するものとされている。

県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関及び原子力災害医療協力機関等の支援の下、避難区域等からのOILに基づく防護措置として、避難又は一時移転を指示された住民等（ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民を除く。）を対象に避難退域時検査を行い、基準値を超えた場合には簡易除染を実施するものとされている。

また、避難退域時検査及び簡易除染は、避難又は一時移転の迅速性を損なわないよう十分留意して行うとともに、健康リスクが高まると判断される住民等については、体調等が悪化しないように十分配慮するものとされている。

村は、県等が実施する避難退域時検査及び簡易除染に協力するものとする。

除染に関する指標は次のとおりである。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※2} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			β 線：13,000 cpm ^{※3} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120 Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※3 ※2と同様、表面汚染密度は約40 Bq/cm²相当となり、計数器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

6. 避難又は一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力
 国の原子力災害対策本部は、避難又は一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施について、地方公共団体に指示するものとされている。
 村は、県が行う住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングに協力するものとする。

7. 安定ヨウ素剤の服用
 安定ヨウ素剤の服用については、原則として、原子力規制委員会が必要性を判断し、その判断を踏まえ、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が住民等に指示することにより服用させるものとされている。
 村は、県及び医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

【PAZ内の住民等に対する服用指示】

- (1) 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、速やかに避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うものとされている。
- (2) 村は、国の原子力災害対策本部若しくは県の指示に基づき又は独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。
- (3) 安定ヨウ素剤を事前に配布されている住民等は、村等の服用指示に基づき、安定ヨウ素剤を服用するものとする。
- (4) 村は、紛失等により安定ヨウ素剤を所持していない住民等に対し、緊急配布により安定ヨウ素剤を配布し、安定ヨウ素剤を受領した住民等は、村等の服用指示に基づき、服用するものとする。

【PAZ外の住民等に対する服用指示】

- (1) 国の原子力災害対策本部は、原子力規制委員会の判断を踏まえ、原則として、避難指示と

併せて安定ヨウ素剤の服用に係る指示を行うものとされている。

- (2) 村は、国の原子力災害対策本部又は県の指示に基づき又は独自の判断により、住民等に対し、緊急配布により安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。

【緊急配布における共通事項】

- (1) 原則として、医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。
- (2) 時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

8. 避難行動要支援者への配慮

村は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

9. 要配慮者への配慮

- (1) 村は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、指定避難所等での生活に関して、要配慮者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。その場合は、県及び村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

また、県は病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力の下、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとされており、県内の医療機関では転院に対処できない場合は、周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとされている。

県は、放射線防護資機材を、避難が必要となる病院等医療機関に対し、適時・適切に供給できる体制を整備することとされている。

- (3) 社会福祉施設等は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難又は転所させるものとする。その場合は、村及び県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

- (4) 村は、病院等医療機関及び社会福祉施設等の避難が必要となった場合には、県に対し、国の協力の下、関係機関と連携し、入所者の受入先となる医療機関及び社会福祉施設等を調整するよう要請するものとする。

- (5) 村は、自力避難が困難な要配慮者に対して、県と連携し、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮するものとする。特に、直ちに指定避難所等への避難を実施

することにより健康リスクが高まると判断される者など、避難又は一時移転等に時間を要する者については、県及び関係周辺市町村と連携し、安全に避難が実施できる準備が整うまで、必要に応じて近隣の放射線防護対策を講じた施設、放射線の遮蔽効果や気密性の高い建物等に一時的に屋内退避させるなどの措置を講じるものとする。また、避難等の実施に際しては、これを支援する者が付き添う場合についても考慮するものとする。

10. 学校等施設における防護措置

- (1) 学校等施設において、児童生徒等の在校時に原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員等の指示の下、児童生徒等を迅速かつ安全に保護者へ受け渡しするものとし、保護者への受け渡しができなかった児童生徒等については、避難等の必要な防護措置をとるものとする。
- (2) 学校等施設において、児童生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員等の指示・引率の下、児童生徒等を迅速かつ安全に避難させるものとする。
- (3) 避難対象区域に含まれない学校等施設において、児童生徒等の自宅が避難対象区域に含まれ、帰宅等ができない場合は、その児童生徒等を学校等施設内に一時的に待機させるなど、あらかじめ定めた手順に基づき対応するものとする。
- (4) また、児童生徒等を避難させた場合及び児童生徒等を一時的に待機させた場合又は保護者へ引き渡した場合は、村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。
- (5) 村は、児童生徒等が避難又は一時移転等に時間を要する場合においては、県及び関係周辺市町村と連携し、安全に避難が実施できる準備が整うまで、必要に応じて近隣の放射線防護対策を講じた施設、放射線の遮蔽効果や気密性の高い建物等に一時的に屋内退避させるなどの措置を講じるものとする。

11. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

公共施設その他の不特定多数の者が利用する施設においては、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、迅速かつ安全に施設の利用者等を避難させるものとする。

12. 村内企業従事者、一時滞在者への対応

村は、村内企業従事者、一時滞在者等（以下「一時滞在者等」という。）に対しては、警戒事態が発生した段階から、防災行政用無線等を用いて、早期帰宅を促すものとする。

また、村は、全面緊急事態が発生した段階において、帰宅できなかったUPZ内の一時滞在者等に対して、屋内退避を指示するものとする。屋内退避の指示を受けた一時滞在者等は、各事業所又は近隣の指定避難所等で屋内退避するものとする。

13. 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

村は、国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難のための立退きを指示した区域について、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が侵入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難のための立退きの指示の実効性を

上げるために必要な措置をとるものとする。

1.4. 飲食物、生活必需品等の供給

(1) 村は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・配分を行うものとする。なお、必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、暑さ寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も必要な物資に含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

(2) 村は、県と連携し、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の都道府県等によって調達され引き渡された物資について、被災者への供給を行うものとする。

(3) 村は、県と連携し、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や国の原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

(4) 県は、所在市町村及び関係周辺市町村における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、当該市町村からの要請を待つ時間的余裕がないと認められるときは、要請を待たないで、当該市町村に対する物資を確保し輸送するものとされている。

第5節 治安の確保及び火災の予防

村は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保、火災の予防等について治安当局等防災機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、火災の予防に努めるものとする。

第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限等

1. 国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限・出荷制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。

村は、国の指示に基づき、対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。

2. 国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。

村は、県が、国からの放射性物質による汚染状況の調査の指示及び要請を受け、又は独自の判断により、実施する飲食物の調査に協力する。

3. 村は、国及び県の指導・助言並びに指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

飲食物摂取制限に関する指標は次のとおりである。

飲食物摂取制限に関する指標

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
飲食物摂取制限 ^{※6}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 マイクロシーベルト毎時 ^{※2} (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※3})			数日内を目処に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※4}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目処に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※5}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※3 本値は地上1 mで計測した場合の空間線量率である。実際の適用にあたっては、空間線量率計測器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※4 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのGSG-2におけるO I L 6の値を参考として数値を設定する。

※5 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※6 I A E Aでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第7節 学校等における臨時休校等の措置

村は、県と連携し、児童生徒等が平常どおり登校することにより、又は授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来たすおそれのある場合は、臨時休校等の措置をとるものとする。

なお、授業開始時刻以前に臨時休校等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努めるものとする。

第8節 緊急輸送活動

1. 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

村は、村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送

第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

② 負傷者、避難者等

③ 国及び県の現地災害対策本部長、市町村の災害対策本部長等、緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材

④ 放射線防護対策施設、指定避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材

⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

⑥ その他、緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

① 村は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

② 村は、人員、車両等の調達に関して、県及び関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺関係市町村に支援を要請するものとする。

③ 村は、県及び関係機関等に対する要請によっても人員、車両等が不足するときは、合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2. 緊急輸送のための交通確保

村は、交通規制に関わる県警察と、合同対策協議会等において、相互に緊密な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第9節 救助・救急、消火及び医療活動

1. 救助・救急及び消火活動

(1) 村は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

(2) 村は、災害の状況等から必要と認められるときは、県、原子力事業者等に対し、救助・救急及び消火活動について、応援を要請するものとする。

2. 原子力災害医療活動等

村は、県が行う原子力災害医療活動等について協力するものとする。

第10節 住民等への的確な情報伝達活動

村は、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要であることから、住民等から、数多く寄せられる問い合わせ、要望、意見などに適切な対応できる体制を整備するものとする。

1. 住民等への情報伝達活動

- (1) 村は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を鑑み、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速で分かりやすく正確に行うものとする。
- (2) 村は、住民等への情報提供にあたっては、国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ準備した例文を参考にわかりやすい広報文を作成し、住民等に対して情報提供するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し情報提供するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (3) 村は、住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果等）、農林水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、村が講じている緊急事態応急対策に関する情報、交通規制、避難経路や指定避難所等住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、住民等の心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、屋内退避者、応急仮設住宅として供与される民間賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (4) 村は、合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について国（原子力災害対策本部、原子力災害対策現地対策本部）、県、関係周辺市町村及び原子力事業者、その他関係機関と相互に連絡をとりあうものとする。
- (5) 村は、住民等への情報伝達にあたっては、県及び防災関係機関と連携し、防災行政用無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

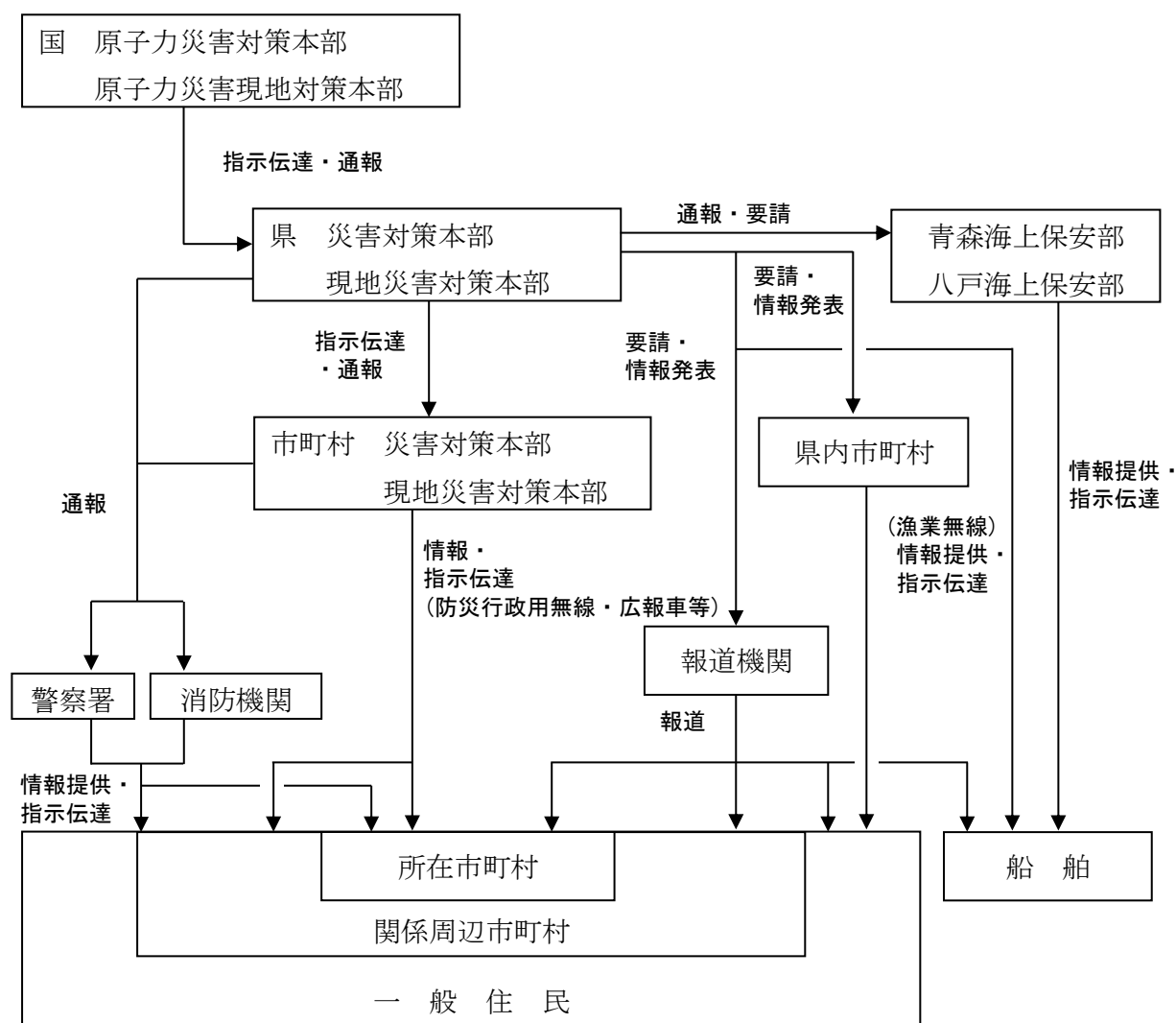
なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、指定避難所等に避難している被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (6) 村は、避難状況の確実な把握に向けて、住民等に対し、村が避難先として指定した指定避難所等以外に避難した場合等は、村に居場所と連絡先を連絡するよう周知するものとする。

2. 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 村は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行なうなど、問い合わせに対する体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

(2) 村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係周辺市町村、消防機関、県警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

住民等に対する広報及び指示伝達



第11節 自発的支援の受入れ等

村は、大規模な災害発生の記事による国内・国外から多くの善意の支援申し入れに対して、適切に対応するものとする。

1. ボランティアの受入れ

村は、国、県及び社会福祉協議会等の関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災者のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに、ボランティアの技能（介護技術、外国人との会話力等）が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの円滑な活動が図られるよう支援に努めるものとする。

2. 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

村は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

国及び被災地以外の都道府県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資にするとともに、また、梱包に際して、品名を明示する等被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

(2) 義援金の受入れ、配分

県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県が受入れするとともに、県が配分委員会を組織し、協議の上、被災者に配分することとされている。また、村が受け入れた義援金は適切に保管するとともに、村の配分委員会を組織し、協議の上、被災者に配分するものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

第12節 行政機関の業務継続に係る措置

1. 村は、庁舎等の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合、あらかじめ定めた退避先へ退避する。また、その旨を県に対して報告するとともに、住民等へ周知する。
なお、村は、住民等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。
2. 村は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、緊急事態応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第13節 核燃料物質等の事業所外運搬の事故に対する対応

核燃料物質等の事業所外運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等

を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとされている。

1. 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県危機管理局消防保安課及び原子力安全対策課に別途定める様式により報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとされている。
2. 事故の通報を受けた事象発生場所を管轄する警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとされている。
3. 事故の通報を受けた事象発生場所を管轄する海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとされている。
4. 事故の通報を受けた事象発生場所を管轄する県及び市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等の一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策（以下、「事後対策」という。）を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 原子力緊急事態解除宣言後の対応

村は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

内閣総理大臣は、原子力緊急事態解除宣言を発出する場合、原子力災害事後対策を実施すべき区域（以下「事後対策区域」という。）を公示することとされている。

1. 村は、村が事後対策区域に含まれ、放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合においては、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、人の生命又は身体を当該原子力災害から保護し、その他当該原子力災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、国及び県と協議し、事後対策区域内の必要と認める地域の住民、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を指示するものとする。

ただし、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の必要と認める住民、滞在者その他の者に対し、屋内での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示するものとする。

2. 村が避難のための立退き又は屋内への退避を指示する場合において、必要があると認めるときは、村は、その立退き先又は退避先を指示するものとする。

3. 村は、避難のための立退き若しくは屋内への退避を指示し、又は立退き先若しくは退避先を指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を国の原子力災害対策本部及び県に報告するものとする。

4. 村は、避難等の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示するとともに、速やかに、その旨を国の原子力災害対策本部及び県に報告するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

村は、国、県、原子力事業者その他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

村は、県と連携し、環境放射線モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言又は指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、飲食物の摂取制限及び出荷制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1. 災害地域住民の記録

村は、県と連携し、避難及び屋内退避等をした住民等が、原子力災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、指定避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

2. 影響調査への協力

村は、県が必要に応じて実施する農林水産業等の受けた影響調査について協力するものとする。

3. 災害対策措置状況の記録

村は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策及び事後対策の措置を記録しておくものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

1. 村は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

2. 村は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。村外に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

3. 村は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

村は、国及び県と連携し、農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、科学的根拠に基づく広報活動を行うものとする。

第9節 被災中小企業等に対する支援

村は、国及び県と連携し、必要に応じ、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第10節 心身の健康相談体制の整備

村は、国の放射性物質による汚染状況調査の結果や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

また、学校等施設においては、被災した児童生徒等の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行うものとする。

特に精神的に不安定になっている児童生徒等に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員等の協力を得ながら、必要に応じて心理相談や保健相談等を行うものとする。

東通村地域防災計画

原子力災害対策編

平成16年 3月26日作成

平成25年 3月 4日修正

平成26年 4月11日修正

令和 6年 2月29日修正

編集発行 東通村防災会議

事務局 東通村原子力対策課

〒039-4292

青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34

電話 0175-27-2111 (代表)